平成２４年（フ）第３３５号
奈良県桜井市大字上之庄320番地
破産者　有限会社ドリームカンパニー
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
神奈川県逗子市新宿１丁目５番21号
破産者　株式会社セッサ
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３７２号
和歌山県紀の川市豊田12番地の２
破産者　有限会社岡田商店
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３５２号
最後の住所高知県吾川郡いの町駅前町38番地１
破産者　亡重岡孝一相続財産
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６３号
福岡県久留米市安武町安武本1702番地２ロックフィル安武101号
破産者　アイオーテック株式会社
1　決定年月日　平成25年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２０６号
広島市安佐南区中筋４丁目５番31―101号
破産者　杉山　数江
1　決定年月日　平成25年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７７号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目１番10―203号
破産者　田中　範男
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４号
福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字下町56番地２　今宮ハイツ201号
破産者　船木　次男
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１１７３号
埼玉県新座市馬場２丁目２番24号、破産手続開始決定時の住所埼玉県新座市馬場４丁目５番７号
破産者　金澤　祐一
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９１号
埼玉県鴻巣市箕田109番地３　101号室サンビレッジ北鴻巣Ａ
破産者　坂本　良一
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８３４号
さいたま市見沼区大字風渡野736番地71
破産者　宮越　民夫
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９２号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷463番地７
破産者　関口　秀子
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
埼玉県桶川市坂田東３丁目10番地の７　レオパレス　カーサ　ソレイユ108号
破産者　芳賀　照夫
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
千葉県山武市木原1919番地13
破産者　内藤　賢次
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第９０号
岐阜県飛騨市古川町下気多729番地、開始決定時の住所岐阜県飛騨市古川町若宮１丁目３番52号
破産者　長屋　一彦
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２５年（フ）第８号
静岡県藤枝市音羽町５丁目15番地の35、旧住所静岡県藤枝市音羽町３丁目８番２－１号
破産者　中村　健一
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９４号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―1308号、申立時の住所大阪市中央区本町橋８番３―402号
破産者　唐木　正雄
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５６８号
大阪市西区立売堀１丁目９番19―1002号
破産者　山根　光徳
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８５号
大阪府豊中市本町６丁目１番14―305号
破産者　西岡　啓壽
1　決定年月日　平成25年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部